

■その他の内容に関する質問への回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	-						本件対象地内にある電柱の移設は可能でしょうか。(歩道に出すことを含め)	提案は可能ですが、移設については、電線管理者と協議となります。なお、設備の状況から歩道への移設は不可能です。
2	-						線路近傍での工事となりますが、阪急電鉄との近接協議は行われていますでしょうか。	阪急電鉄との協議はしておりません。
3	-						本件敷地、若しくは近傍含めてのボーリングデータの開示をお願いいたします。	本件敷地は、別添資料③よりご確認ください。近傍のデータは希望する方に提供可能です。
4							商業利用など不特定多数の人が出入りする業種を誘致する際、営業時間などの近隣配慮として市が想定する最低基準はありますか。	法令に準じてください。
5							現在の旧野田小学校の教室やグラウンドにおいて、イベントなどによる利用がありましたら使用用途や頻度についてご教示ください。また、新たに整備予定の公園などの施設でも同様のイベントなどを実施する予定でしょうか。	旧野田小学校のグラウンドおよび体育館では、年に3~4回程度、地域こども祭りや敬老の集い等のイベント利用がありました。一方、教室についてはイベント等での使用許可は行っておりません。新たに整備予定の公園での同様のイベント実施については現時点では未定ですが、地域からの要望が寄せられる可能性はあります。
6	豊中市立野田小学校地歴調査業務委託 概要 報告	1				地歴調査業務への質疑	「豊中市立野田小学校地歴調査業務委託報告書〔令和4年12月〕(以下、地歴調査)によると、「対象地においては土壌が特定有害物質によって汚染されている可能性は低いと考えられる」と評価されています。聴取調査では、野田小学校理科準備室でベンゼンと鉛、野田こども園ではホウ砂(ほう素及びその化合物)の使用履歴が確認されていますが、これらの特定有害物質を対象とした調査命令は発令されないと考えてよろしいでしょうか。鉛は固形物であることから、使用・保管を理由に調査命令は発令されないという理解でよいか。調査命令が発令されない場合、その理由を教えてください。調査命令が発令される場合、ベンゼン、鉛、ホウ砂(ほう素及びその化合物)の使用保管場所は「土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地」、グラウンドは「土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地」で、その他の範囲は「土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地」の分類でよろしいでしょうか。	調査命令が発令されないという理解で結構です。理由は本報告書から判断しています。
7	旧野田小学校土壌調査業務分析結果報告書	1				地歴調査業務への質疑	「旧野田小学校土壌調査業務分析結果報告書〔令和6年11月〕(以下、分析結果報告書)」によると、一部の地点において基準値超過が確認されています。基準超過が確認された物質に関して、調査命令の対象となりますか。調査命令の対象とならない場合、その理由を教えてください。調査命令の対象となる場合、調査方法を教えてください。対象となる範囲を教えてください。例→埋め立て処分場の範囲・深度	調査命令の対象とはなりません。本報告書で基準超過が確認されたのは廃棄物層であり、調査の対象となる廃棄物層の直下は不透水層であるため、調査が必要となる土壌汚染には当たらないためです。

■その他の内容に関する質問への回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
8	豊中市立野田小学校地歴調査業務委託報告書(令和4年12月)	26					”対象地においては土壌が特定有害物質によって汚染されている可能性は低いと考えられる”と評価されているが、同報告書内の聴取調査ではベンゼン、鉛、ほう素の使用履歴が確認されている。同物質を対象とした調査命令は発令されないと考えて良いのでしょうか。	調査命令は発出されません。
9							質問No.9で調査命令が発令されない場合はその理由をご教示頂きたい。	本報告書から判断しています。
10							質問No.9で調査命令が発令される場合、特定有害物質の使用保管場所は「恐れが多い」、グラウンドは「恐れがない」、その他の範囲は「恐れが少ない」の分類で良いのでしょうか。	調査命令は発令されません。
11	旧野田小学校土壌調査業務分析結果報告書(令和6年11月)					濃度計量証明書	一部の地点において基準値超過が確認されている。基準値超過が確認された物質に関して、調査命令の対象となりますか。	調査命令の対象となりません。
12							質問No.12で調査命令の対象とならない場合、その理由をご教示頂きたい。	本報告書から判断しています。
13							質問No.12で調査命令の対象となる場合、調査方法及び対象となる範囲。※「埋立処分場の範囲」が、地歴調査報告書内P.18に図示されている「塵芥処理場」になるか、資料「試掘結果埋設種別位置関係」にて確認された箇所になるかご教示頂きたい。	調査命令は発令されません。
14	その他						民間にて住宅や生活利便施設の前面に一般歩行者用の通路を整備した場合、貴市へ移管可能か。	公共施設と判断される、歩道または歩行者自転車専用道については、敷地及び施設の帰属協議の対象となります。
15	別添資料	⑤他				アスベスト含有・除去範囲	アスベストについて、こども園棟の調査報告書、除去工事等の資料がありません。現況がわかる資料提供して頂けませんか。また、その他敷地内の施設について、配布資料以外には含有がないものと考えてよろしいでしょうか。	提示資料の追加はございません。負担金については、募集要項No,45の回答を参照ください。
16	別添資料	⑤他				アスベスト含有・除去範囲	こども園棟の現地調査をしたいのですが、可能でしょうか。ご指示下さい。	令和8年4月5日に実施しました。
17	別添資料	⑤他				アスベスト含有・除去範囲	普通教室棟、人研にアスベスト含有となっておりますが、手洗い場・階段部手摺部共にアスベスト含有と考えてよろしいでしょうか。	提供資料にてご判断ください。
18	別添資料					杭引抜	本館の東側校舎の基礎図面はありますでしょうか。	追加の資料はございません。
19	別添資料					杭引抜	本館の中央棟の基礎伏図が不鮮明の為、本館西棟と同等(松杭L-12,500)として考えてもよろしいでしょうか。	提供資料にてご判断ください。
20	別添資料					杭引抜	過去に体育館や仮設プレハブ棟などの解体時に基礎及び杭などは撤去されているものと考えてよろしいでしょうか。	提供資料にてご判断ください。
21	別添資料					杭引抜	外構フェンス基礎や擁壁下に杭などはありますでしょうか。確認できる資料等をご指示下さい。	提供資料にてご判断ください。
22	別添資料	③他				土壌汚染	配布資料記載以外の汚染土が確認された場合の撤去処分、入替費用については市の負担と考えてよろしいでしょうか。	事業者負担とします。
23	別添資料	④他				地中障害	配布資料記載以外の地中障害が確認された場合の撤去処分費用については市の負担と考えてよろしいでしょうか。	事業者負担とします。
24						応募書類	応募書類の印鑑は認印で問題ないでしょうか。	実印としてください。